

(4) 他機関との連携教育

東京農業大学連携大学院協定

東京農業大学

「連携大学院方式」による教育研究は、平成 7 年 11 月成立の「科学技術基本法」によるもので、従来の研究分野を超えた新しい学問領域が開拓されつつある現在、こうした学際的学問分野の発展に対応するため、大学が国公立および民間等の研究所と連携して研究領域の拡大と多様化を図るという試みです。

これは、本学大学院生が大学院組織の壁を越えて、外部研究機関の協力により、高度に専門化された領域や学際的な研究課題に取り組むことを可能とするものです。すなわち、連携先研究機関の研究者を客員教員(客員教授・客員准教授)に迎え、大学院生は、連携先の研究所で専門分野の先端的な環境のもと研究指導を受けたり、客員教員による特別講義等を本学で受講したりすることができるという取り組みです。

このような外部との連携プロセスは、本学大学院生はもとより学部学生に対しても大きな刺激を与え、結果として本学の研究活動が一層活性化するものと期待されます。

[協定先]

東京農業大学大学院	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構(平成 15 年度～) 国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター(平成 16 年度～) 公益財団法人 山階鳥類研究所(平成 17 年度～) 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所(平成 17 年度～) 国立研究開発法人 農業生物資源研究所(平成 19 年度～) 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター(平成 19 年度～) 生活科学研究所(東京農業大学短期大学部)
〃 農学研究科	国立研究開発法人 農業環境技術研究所(平成 15 年度～) 一般財団法人 進化生物学研究所(平成 15 年度～)
〃 生物産業学研究科	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター(平成 16 年度～)

網走支庁管内大学間単位互換に関する協定

東京農業大学

東京農業大学生物産業学部は、網走支庁管内の大学(北見工業大学、東京農業大学、日本赤十字北海道看護大学、北海学園北見大学)間で、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、「網走支庁管内大学間単位互換に関する協定書」を平成 15 年 1 月 30 日に最初の締結を行った。その後、参加大学(北見工業大学、東京農業大学、日本赤十字北海道看護大学)の変更等により、平成 19 年 4 月 1 日に再締結を実施した。

この単位互換制度は、各大学が相互に講義を開放し、学生にそれぞれの大学の特徴ある分野から幅広い知識を習得してもらうのが目的で、1 年次生から 4 年次生までの全学生が対象で、検定料および授業料は無料としている。この協定により受け入れる学生は、「特別聴講学生」として 1 年間の履修期間が用意されている。受講できる科目、認定単位の上限は各大学によって異なり、本学生物産業学部においては全ての学科(生物生産学科、アクアバイオ学科、食品香粧学科、地域産業経営学科)で 30 単位を上限として履修することが可能となっている。また、本学生物産業学部の学生が「特別聴講生」として網走支庁管内の大学で取得した授業科目の単位については、卒業単位としても認定することができる。

なお、平成 27 年度実績については、受け入れの特別聴講学生、派遣の特別聴講学生ともなかった。

網走支庁管内大学間単位互換に関する協定について

この協定に参加する網走支庁管内の大学(以下「大学」という。)は、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、平成 15 年度 4 月 1 日最初に締結した。

また、参加大学の変更等により、平成 19 年 4 月 1 日再締結しました。この協定に関する詳細は下記のとおりとする。

(参加大学)

1 この協定には、北見工業大学、東京農業大学及び日本赤十字北海道看護大学が参加する。

(実施学部)

2 この協定による単位互換の実施学部は、別に定める実施要項による。

(受入学生の呼称)

3 この協定により受け入れる学生は、「特別聴講学生」と称する。ただし、大学によりこの呼称によりがたい場合は、当該大学の定める呼称とすることができる。

(履修期間)

4 特別聴講学生の履修期間は1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

(受入学生数)

5 各大学が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲で、受入大学が決定する。

(履修方法等)

6 特別聴講学生の履修方法及び試験の実施方法については、受入大学の定めるところによる。

(単位の授与)

7 特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところによる。

(単位の認定)

8 特別聴講学生が履修した授業科目の単位認定については、派遣大学の定めるところによる。

(検定料、入学科及び授業料)

9 特別聴講学生の検定料、入学科及び授業料は相互に徴収しない。

(履修科目、単位数及び受入手続き等)

10 特別聴講学生が履修できる授業科目、単位数及び受入手続き等については、別に定める実施要項による。

(実施要項)

11 この協定による単位互換を円滑に実施するため、実施要項を別に定める。

社会連携・高大連携

東京農業大学

●東京農業大学生物産業学部との相互協力協定・包括連携協定・学術交流協定

1 高等学校との連携

協定先	協定締結日
北海道女満別高等学校	平成20年3月27日
北海道東藻琴高等学校	平成20年9月18日
北海道網走桂陽高等学校	平成20年10月23日
北海道佐呂間高等学校	平成20年11月26日
北海道中標津町 中標津町教育委員会 北海道中標津農業高等学校	平成20年12月3日
北海道常呂高等学校	平成21年3月11日
北海道別海町 別海町教育委員会 北海道別海高等学校	平成21年12月12日
北海道清里高等学校	平成22年1月20日
北海道美幌高等学校	平成24年7月18日
北海道津別高等学校	平成25年11月27日

2 自治体等との連携

協定先	協定締結日
網走市	平成 19 年 4 月 1 日
北海道標津町・標津高等学校	平成 20 年 7 月 3 日
北海道福島町	平成 22 年 7 月 30 日
磐田市香りの博物館	平成 23 年 11 月 26 日
茨城県稲敷郡阿見町	平成 26 年 5 月 16 日
茨城県行方市	平成 26 年 12 月 18 日
北海道オホーツク総合振興局	平成 27 年 3 月 21 日
北海道紋別市	平成 27 年 3 月 21 日

3 教育機関等との連携

協定先	協定締結日
学校法人別府大学大分香りの博物館	平成 23 年 9 月 9 日
国立大学法人北見工業大学 学校法人日本赤十字学園日本赤十字北海道看護大学 国土交通省北海道開発局網走開発建設部	平成 25 年 3 月 26 日
嘉南薬理科技大学薬理学院(台湾)	平成 25 年 6 月 27 日
高苑科技大学行程学院(台湾)	平成 25 年 9 月 23 日
日本農業経営大校	平成 26 年 9 月 30 日
佐賀大学、農水産大校(韓国)、農協大校(韓国)	平成 26 年 11 月 26 日
佐賀大学、忠北大校(韓国)	平成 27 年 1 月 30 日
拓殖大学北海道短期大学	平成 27 年 3 月 27 日
嘉義大学生命科学院(台湾)	平成 27 年 7 月 28 日
上海日本人学校高等部	平成 27 年 10 月 13 日
南京農業大学中華農業文明研究院	平成 27 年 10 月 14 日
江原大学江原ウェルネス特産物地域イノベーションセンター(韓国)	平成 28 年 2 月 24 日

4 団体等との連携

協定先	協定締結日
日本野菜ソムリエ協会札幌支部	平成 24 年 1 月 25 日
網走商工会議所	平成 25 年 1 月 29 日

5 民間会社等との連携

協定先	協定締結日
網走信用金庫	平成 23 年 3 月 3 日
株式会社アルピオン	平成 25 年 4 月 1 日
株式会社ノエビア	平成 25 年 11 月 22 日
株式会社北洋銀行	平成 26 年 6 月 30 日
株式会社日本政策金融公庫北見支店	平成 26 年 7 月 29 日
株式会社マイファーム	平成 27 年 3 月 9 日
富士通株式会社	平成 27 年 4 月 10 日
サッポロビール株式会社北海道本社	平成 27 年 11 月 25 日
株式会社 JTB 関東	平成 27 年 12 月 15 日
北見信用金庫	平成 28 年 1 月 8 日
遠軽信用金庫	平成 28 年 1 月 8 日
北海道新聞社	平成 28 年 3 月 8 日
釧路信用組合	平成 28 年 3 月 16 日

●東京農業大学生物産業学部生物資源開発研究所実学センターとの包括連携協定

協定先	協定締結日
株式会社農都共生総合研究所	平成 24 年 5 月 24 日
株式会社パソナ農援隊	平成 25 年 9 月 2 日

平成 18 年度から「東京農業大学と東京情報大学との間における『特別聴講生』『国内留学生』に関する協定書」が取り交わされ、当面、東京農業大学生物産業学部地域産業経営学科と東京情報大学総合情報学部総合情報学科間を対象として「国内留学生」を募集している。

平成 18 年度以降の実績は、東京農業大学から東京情報大学の受講者数が平成 19 年度が女子 2 名、東京情報大学から東京農業大学の受講者数が平成 18 年度、平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 25 年度が各男子 1 名である。

なお、この「国内留学生」には、相手校の授業料免除や在学するための住居費の一部が助成されるという支援があり、修得した単位は自大学の卒業要件単位数に加算される。

世田谷6大学コンソーシアム連携授業事業協定

東京農業大学/東京農業大学短期大学部

東京都世田谷区に所在する6大学（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学）間で平成13年12月に締結された「世田谷6大学コンソーシアム協定」に基づき、平成27年度から「世田谷6大学コンソーシアム連携授業事業」を実施している。

同事業は、協定大学間において、自大学の特色を活かした授業内容を他の協定大学における正課教育の授業科目として相互に提供するという協力・連携により、学生には世田谷区に集積して所在する協定大学としての利点を活かした多様な学修の機会を提供するとともに、教員や協定大学には教育・研究の交流による相互啓発と教育の質の向上に資することを目的としている。

事業内容として、本学の専任教員を協定大学へ派遣することにより、また、本学では、本学にはない協定大学の特色ある授業科目を開設し、協定大学から派遣される教員を非常勤教員として採用し、その授業科目担当者とすることにより、本学の学生を対象とする授業を実施している。

本学学生が修得した単位は、卒業要件単位数（選択科目）として加算される。

なお、平成27年度の実績は、次のとおり。

●本学からの派遣授業

派遣先大学：成城大学、科目名：バイオテクノロジーと生活、履修者数：27名

●協定大学からの受入授業

受入協定大学：成城大学、科目名：食料問題の経済学、履修者数：37名（学部生30、短大生7）